

令和7年度
大阪府内市町村における
子どもの貧困対策取組事例集

I 子どもの貧困の解消に向けた対策
の推進に関する法律に基づく計画
の策定

令和8年1月
大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課

【目次】

・大阪市	P 2
・堺市	P 3
・豊中市	P 4
・池田市	P 5
・吹田市	P 6
・泉大津市	P 7
・貝塚市	P 8
・守口市	P 9
・枚方市	P 10
・茨木市	P 11
・八尾市	P 12
・泉佐野市	P 13
・富田林市	P 14
・寝屋川市	P 15
・河内長野市	P 16
・大東市	P 17
・箕面市	P 18
・柏原市	P 19
・羽曳野市	P 20
・門真市	P 21
・摂津市	P 22
・高石市	P 23
・藤井寺市	P 24
・東大阪市	P 25
・泉南市	P 26
・四條畷市	P 27
・交野市	P 28
・大阪狭山市	P 29
・阪南市	P 30
・豊能町	P 31
・能勢町	P 32
・忠岡町	P 33
・熊取町	P 34
・田尻町	P 35
・河南町	P 36

大阪市子どもの貧困対策推進計画(第2期)

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月
- 計画期間:令和7~令和11年度
- URL:<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000649622.html>

計画のポイント

- 令和5年度に実施した「大阪市子どもの生活に関する実態調査」の結果により、子どもの貧困対策は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、多岐にわたる分野が横断的に連携して取り組む必要があり、総合的・計画的に推進する観点から、関連する施策を体系的にとりまとめ、計画を策定

【基本理念】

子どもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることを社会全体で広く共有し、貧困により、子ども・若者がその権利利益を害され及び社会から孤立することがないよう、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため、必要な支援が切れ目なく行われることで、一人一人の豊かな人生を実現できる社会、大阪のまちの力を結集して実現します

施策1 学びの支援の充実

- ◎幼児教育・保育の無償化と質の向上を図ります
- ◎一人一人の状況に応じた学力向上の取組を推進します
- ◎学びを保障し、望む進路の選択ができるよう支援します
- ◎多様な体験や学習の機会を提供します
 - 大阪市こどもサポートネット
 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 など

施策2 家庭生活の支援の充実

- ◎子育て家庭における養育や教育を支援します
- ◎子ども・若者や子育て当事者の健康を守る取組を推進します
- ◎ひとり親家庭等、特に支援が必要な家庭を支援します
 - ひとり親家庭等に対する相談・情報提供機能の充実
 - 学校における食育の推進 など

施策3 生活基盤の確立支援の充実

- ◎就業を支援します
- ◎施設退所者等の自立を支援します
- ◎仕事と子育ての両立を支援します
- ◎経済的な負担の軽減を図ります
 - ひとり親家庭自立支援給付金事業
 - 養育費確保のトータルサポート事業 など

施策4 つながり・見守りの仕組みの充実

- ◎子どもや青少年、保護者のつながりを支援します
- ◎社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します
 - 地域子育て支援拠点事業
 - こども支援ネットワーク事業 など

堺市こども計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月 ►計画期間:令和7年4月～令和12年3月の5年間
►URL:<https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/kodomo/sakai-kodomokeikaku.html>

計画のポイント

- 本計画は、本市におけるこども・子育て支援に関する施策を総括するものであり、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を包含したものとして策定
- こども基本法の考え方を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者を支援の対象としてとらえるだけでなく、権利の主体として認識し、ともに社会をつくるパートナーとしてその意見を聴き、施策に反映させる取組を推進
- 様々な支援を必要とすることもと家庭への支援として貧困、児童虐待、障害など、こどもとその家庭が抱える個々の状況を把握し、必要なときに必要なサービスを受けられる体制を確保

【計画の基本的な考え方】

<基本理念>

全てのこども・若者が、将来に希望を持ち安心して自分らしく成長できる堺の実現

<施策の柱>

安心してこどもを生み育てるための支援
【妊娠・出産期から乳幼児期まで】

こどもが健やかに育ち自分らしく成長するための支援【学童期・思春期】

若者の自立と社会参画に向けた支援
【青年期】

様々な支援を必要とするこどもと家庭への支援
【ライフステージ共通】

子育てしやすい環境整備
【子育て当事者】

第3期豊中市子育ち・子育て支援行動計画（子どもの貧困対策計画）

計画の概要

▶策定年月：令和7年2月 ▶計画期間：令和7～11年度

▶URL：https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodachi_shienplan/hagukumi3plan.html

計画のポイント

▶保護者（世帯）の家計・収入・就業に関する支援の充実

*保護者の正規雇用に向けた就業支援の充実

*子育て世帯が安心して働くことができる職場の環境整備の促進

*ひとり親家庭のニーズに即した施策の充実

▶子どもの生活習慣、家族の関わりへの充実

*食事をはじめとした生活習慣の確立や保護者支援

*子どもが家族以外の様々な大人と接する機会の確保や家庭教育支援の充実

*ヤングケアラーの早期把握や相談支援の充実

▶子どもの学習理解度・意欲、自己効力感の醸成

*子どもが安心して学習や進学希望を持つことができるような教育環境の整備

*経験・機会の確保やライフデザイン支援による自己効力感の醸成

▶保護者への相談支援の強化

*母子父子福祉センターとの連携による各種相談支援とサービスの周知

*複合化・複雑化した相談への、はぐくみセンターや多機関連携会議による対応

*若年妊婦・保護者に対する早期からの伴走型支援の充実

*支援が必要な世帯に制度やサービスにつなげる仕組みの整備

池田市こども計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月 ➤ 計画期間:令和7~11年度
- URL:<https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kodomo/kodomowakamono/kodomokeikaku/19598.html>

計画のポイント

- 国の大綱や大阪府の計画を踏まえ、これまでの子育て支援関連施策をベースに、子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援の必要度の高い子どもに必要な支援が届くよう子どもの貧困の解消に向けた対策の取り組みを推進
- 教育の支援
 - ・教育相談や学習支援、SC・SSW、NPOとの連携や就学援助など、よりきめ細やかな取り組み等
- 生活の安定に資するための支援
 - ・妊娠期からの切れ目のない支援（一元的な相談窓口）、ひとり親家庭への多様な支援、子どもの居場所づくりの促進等
- 保護者の就労の支援
 - ・ひとり親家庭を含む保護者への就労支援
- 経済的支援
 - ・各種手当の給付や貸付、医療費助成等

第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針

計画の概要

▶策定年月:令和5年3月 ▶計画期間:令和5~9年度

▶URL :<https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1020207/1018853/1006054.html>

計画のポイント

▶ 本基本方針は、すべての子供たちの明るい未来のため、関係機関や地域と連携を深めながら全部局が共通認識をもって子供の貧困の解消に向け施策を推進していくために策定。

事業を4の重点施策と12の基本支援として整理。

本市の現状や令和4年に実施した生活状況調査の結果などをふまえ、「子供の経験・体験機会の充実」、「不登校の児童・生徒、ひきこもりの若者支援」、「支援体制の整備」といった点を新たな基本支援項目として追加。

取組姿勢

- (1) 貧困の連鎖を断ち切る
- (2) 妊娠・出産、子育て、子供の社会的自立まで
切れ目のない支援体制
- (3) 支援が届きにくい子供・家庭への対策を推進
- (4) すべての部局が連携・協力して重層的に取り組む



第三期いすみおおつ子ども未来プラン

計画の概要

➤策定年月:令和7年3月 ➤計画期間:令和7~11年度

➤URL:

<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/kenko/kodomoseisaku/tantougyoumu/soudan/14195.html>

計画のポイント

➤本計画は、市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定するとともに、「次世代育成支援対策地域行動計画」、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」、「ひとり親家庭自立促進計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども若者育成支援計画」を包含し、全体を「子ども計画」として策定しました。

➤【計画の視点】

・視点1「成長過程を通じた切れ目のない支援」

妊娠・出産から乳幼児期の健やかな成長、保幼小中の教育・保育の円滑な接続、思春期から大人になる段階の心身の健康といった政策課題に対し、適切なフォローアップが図れるよう、「成長過程を通じた切れ目のない支援」の視点に立ち、施策を推進します。

・視点2「官民連携・市民共創による子ども・若者の育成」

様々な課題を解決するため、地域団体など市民の皆さんとともに取り組むとともに、技術やノウハウを持つ民間事業者等と、幅広い分野で連携を積極的に進め、子ども・若者の育成においても、「官民連携・市民共創」の視点に立ち、施策を推進します。

➤【基本理念】

・直近の「いすみおおつ子ども未来プラン」では、「すこやかな子どもの育ちと自立を育む」、「すべての子育て家庭を応援する」、「子育てにやさしい地域社会を育む」の3つの視点に立って、施策を推進してきました。「第三期」では、この基本理念を継承・発展させるため、「“こどもまんなか”のまち」という理念を加えるとともに、「成長過程を通じた切れ目のない支援」、「官民連携・市民共創による子ども・若者の育成」の2つの視点に立って施策を推進し、子ども・若者の生活と権利を最大限に尊重し、地域ぐるみで妊娠・出産期から学童期、青年期に至るまでの育ちを切れ目なく支援することにより、『こどもまんなか社会』の実現を目指していきます

第3期貝塚市子ども・子育て支援事業計画

計画の概要

►策定年月:令和7年3月 ►計画期間:令和7~11年度

►URL:<https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/kodomo/kosodate/menu/dai3kikodomokosodesiennjigyoukeikaku.html>

計画のポイント

基本目標1 親と子の健やかな成長を支援します。

- ・親と子への切れ目のない健康支援
- ・人間性を輝かせる教育の充実

基本目標2 家庭や地域における子育てを支援します。

- ・家庭における子育て支援
- ・地域で支えあう子育ての推進

基本目標3 仕事と家庭・地域生活の両立を支援します。

- ・多様なニーズに応じた保育サービスの提供
- ・仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実

基本目標4 子どもの権利を守り、安全・安心にくらせるまちをつくります。

- ・子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進
- ・貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進
- ・子どもや子育て家庭に配慮した生活環境の充実



守口市こども計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年2月 ►計画期間:令和7年4月～令和12年3月の5年間
►URL:

<https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/kodomobu/kosodatesiennseisakuka/keikaku/moriguchishikodomokeikaku/18581.html>

計画のポイント

- 本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、国のことども大綱と大阪府子ども計画を勘案して策定しています。また本計画は、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困の解消に向けた計画を包含します。

計画の基本理念

こどもまんなか 笑顔のまち 守口



守口市では、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指し、家庭、地域、事業者、行政が協働してすべてのこどもと子育て家庭へ温かいエールを送ってきました。

これからも守口市のすべてのこどもたちの豊かな成長を支え、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちでこどもを育てたいと思ってもらえるようなまちづくりを目指します。

施策目標4

すべての成長過程にわたる支援



15. こどもの人権尊重と権利擁護の推進

児童からこども自身が自らの権利について理解とともに人権意識を身につけるための教育を行うとともに、広く市民に向けた人権啓発のための講演会の開催や啓発を通して、市民の人権意識の向上に取り組みます。また、ヤングケアラーなど権利が侵害されている状態のこどもに対する支援体制を構築します。

16. 意見表明・社会参画機会の拡大

こども・若者に向けた主権者教育を行うとともに、市政への関心の向上、社会参画機会のきっかけへつながるよう、市政に関する情報発信を取り組みます。

こども・若者が意見表明する機会を拡大するとともに、こどもが意見を形成し、表明することを支援する取組みを推進します。

17. 地域の子育てネットワークづくり

地域において、こどもと子育て家庭を見守り・支えるネットワークづくりを推進することで、地域の子育て力の強化を目指します。

18. 安全・安心なまちづくりの推進

こどもの犯罪被害や事故の予防、安心して遊べる公園づくりに取り組むとともに、こどもや子育て中の保護者が安心して外出できるよう、道路環境の整備、公共施設の子育てパリアフリー、赤ちゃんの駅の推進に取り組みます。

19. こどもの貧困対策の推進

すべてのこどもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、健やかに成長し、夢や希望を持つことができるよう、こども家庭への支援を行います。

20. 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の未然防止に向けて、市民や保育教諭、教職員、福祉や医療関係者等、多様な主体に対して、啓発や研修を実施し、虐待への理解促進や虐待の早期発見につなげるとともに、守口市児童虐待防止地域協議会において、関係機関との連携を強化して早期対応のための相談支援や見守りを推進します。

21. 障がいのあるこども・若者への支援

「障害者権利条約」の理念を踏まえ、自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、障がいのあるこども・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう住居サービスや放課後支援の充実を図るなど、障がいの特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組みを推進します。

枚方市子ども・若者総合計画

計画の概要

- ▶策定年月:令和7年3月
- ▶計画期間:令和7年～令和11年度
- ▶URL:<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000051717.html>

計画のポイント

▶【すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進】

- ・子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るとともに、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに子ども・若者施策を進める
- ・子ども・若者の良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちづくりを推進する

▶【子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進】

- ・子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供の充実に向けた取り組みなどを進める
- ・幼児期の教育・保育の質の向上や小学校教育への円滑な接続を推進する

▶【子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進】

- ・すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進する
- ・地域における子どもたちの遊び場などが減少しているなかで、学校園施設の活用なども含め、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進する

▶【若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進】

- ・若者を取り巻くさまざまな課題に対して、社会全体で取り組むとともに、自らの意思で将来を選択し、自立できるよう支援する

▶【子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進】

- ・子育てをしている誰もが、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、妊娠、出産から子育てまでの育児と仕事の両立ができるなど、子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、子育てのしやすい環境をつくる

茨木市次世代育成支援行動計画(第5期)

計画の概要

- ▶策定年月：令和7年3月 ▶計画期間：令和7年4月～令和11年3月
- ▶URL:<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kodomoikusei/kodomos/menu/jisedai/66584.html>

計画のポイント

子どもの貧困対策に関する基本的な考え方を踏まえ、必要な施策を展開

▶教育の支援

- ・子どものいる生活保護世帯に対し、扶助費等の支給
- ・子どもたちが経済的理由で進学をあきらめることのないよう、各種奨学金の紹介や相談業務の実施

▶生活支援

- ・経済的に困窮している世帯のみならず、複合的な課題を抱え困っている世帯に対して伴奏型支援の実施
- ・学校との連携について協議の実施、子どもを対象としたコミュニケーション講座の実施や居場所づくりの実施
- ・生活保護世帯に対する健康管理支援
- ・生活世帯の子ども（小学生～高校生）とその養育者を対象に、調理実習等の食育支援の実施

▶就労支援

- ・ハローワークと連携を図り、就職活動に不安や課題のある生活困窮者に対して就労支援を実施
- ・さまざまな課題を抱える生活困窮者が一般雇用などに移行できるよう、庁内職場実習等を通じて中間的就労の機会を提供

八尾市こども計画 (基本方向1-重点事項(4)こどもの貧困の解消に向けた対策)

計画の概要

►策定年月:令和7年3月 ►計画期間:令和7~11年

►https://www.city.yao.osaka.jp/shisei/seisaku_keikaku_zaisei/1003421/1004226/1004230/1016011.html

計画のポイント

□すべてのこどもへの学びの支援

こどもが生まれ育った環境に左右されず自己の能力や可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、こどもたちの基礎学力の向上と学習習慣の定着を図るとともに、さまざまな大人やロールモデルとなる大学生等との関わりを通じて自己肯定感や自己有用感を高め、こどもが自ら未来を切り拓く「生きる力」がもてるよう、支援の充実を図る

□子どもの教育や生活に係る経済的支援

家庭の経済的な理由で学校生活や、進学が妨げられないことがないよう、就学援助等の公的な給付や、奨学金、貸付金等により教育や生活に必要な経済的支援を行う

□生活の安定に資するための支援

経済的に困窮する子育て家庭が、安定した生活が送れるよう、生活困窮者自立相談支援機関や雇用・就労に関わる関係機関とも連携し、就労支援を行う

また、各種制度の利用につなげるため、DXの推進等、デジタル技術の活用も含め一人ひとりのニーズに寄り添い、市民に優しいサービス提供の仕組みの構築を進める

さらに、さまざまな関係機関が連携し、生活支援や住まい確保、教育支援、孤立・孤独防止など総合的な取り組みを推進し、必要な人へ必要な支援が届くよう努める

施策体系

【 基本方向 】

1 こどもの視点で
最善の利益を考える
「こどもまんなか社会」の
実現に向けた取り組みや
支援を行います

2 ライフステージに応じた
ウェルビーイングを実現
します

3 保護者が安心して子育てが
できる環境を確保します

4 幼児教育・保育、地域子育て支
援の確保と充実を図ります

【 重点事項 】

- (1) こどもの視点で考える社会づくり
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり
- (3) 途切れることのないこどもへの支援
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策
- (5) 多文化共生の推進
- (6) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (7) 児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラー等への支援
- (8) こどもの心身の安全を守る取り組み

- (1) 子どもが健やかに育ち、育ちあう環境づくり
～子どもの誕生前から幼児期～
- (2) 子どもが成長できる社会づくり～学童期・思春期～
- (3) 若者が希望をもち自立・チャレンジできる環境づくり
～青年期～

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域での子育て支援、家庭教育支援の充実
- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (4) ひとり親家庭等への支援

第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画

泉佐野市こどもの貧困対策計画

計画の概要

- ▶ 策定年月:令和7(2025)年3月
- ▶ 計画期間:令和7(2025)年度～令和11(2030)年度の5年間
- ▶ URL: <http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kodomo/kosodate/menu/keikaku.html>

計画のポイント

- ▶ 市町村こども計画
- ▶ 市町村行動計画
- ▶ 市町村子ども若者計画
- ▶ 子ども・子育て支援事業計画
- ▶ ひとり親家庭等自立促進計画
- ▶ こどもの貧困対策計画



一体的に策定

⇒ 「第2期 いずみさのこども未来総合計画」



【目標】

- (1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を語りあえる社会の実現をめざす
- (2) 親の妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援体制を構築する
- (3) 支援が届いてない、または届きにくい子どもや家庭に配慮して対策を推進する
(特にひとり親家庭への支援との連動)

第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月
- 計画期間:令和7年度～令和11年度の5年間
- URL:<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/110/37483.html>

計画のポイント

- 「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」の第8章に包含する形で「第2期子どもの貧困対策計画」を策定。
- 基本理念
『ともにいきいきと輝き、あかるい未来が見えるまち・とんだばやし』
- 施策の展開
 - 教育の支援…「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等が関係機関と連携し、困難な状況にある子どもたちを早期に発見し、支援につなげる体制強化に努める。また、子どもの状況に応じた学習機会の提供や、子どもたちが様々な体験ができるような多様な活動の場を提供するなど、総合的に対策を推進する。
 - 生活の支援…子どもとその保護者が社会的に孤立することなく、また、安定した生活ができるよう、妊娠期から切れ目のない相談支援の充実を図るとともに、交流の機会確保や居場所づくりの支援など、総合的に対策を推進する。
 - 保護者に対する就労の支援…所得の増大はもちろんのこと、収入面のみならず、保護者が仕事と両立しながら子育てができ、また、家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境を確保するため、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワーク等と連携を行い、就労機会の確保や資格取得への支援を行う。
 - 経済的支援…貧困の状況にある家庭の生活の安定のために、法律等に基づき、生活保護や各種手当の支給、医療費助成など様々な支援を組み合わせることで経済的負担の軽減を図る。

寝屋川市第3期子ども・子育て支援事業計画

計画の概要

- ▶ 策定年月:令和7年3月
- ▶ 計画期間:令和7年4月～令和11年3月
- ▶ URL:

https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kodomo/kodomowomamoruka/kodomokosodate_keikaku/kodomo/daisanki/24250.html

計画のポイント

▶ 子どもの貧困対策は、社会全体での取組を要するものであり、国・大阪府・市が連携し、効果的な支援を行うことが求められることから、本市においても国の大綱や第3次大阪府子どもの貧困対策計画の趣旨を踏まえ、すべての子どもが安心して暮らすことができ、将来に夢と希望を持てるよう、子どもの貧困対策に取り組む。

- ▶ 教育の支援
⇒SSWや児童生徒支援人材の配置による関係機関と連携した取組の支援や学習支援、就学援助などの取組等
- ▶ 生活の安定に資するための支援
⇒こども家庭センターによる妊娠期からの切れ目のない支援、ひとり親家庭への支援、子ども食堂支援事業などの子どもの居場所づくり、医療助成等
- ▶ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
⇒ひとり親家庭や生活困窮者への就労支援
- ▶ 経済的支援・その他支援
⇒児童手当・児童扶養手当の給付やひとり親家庭への貸付等

河内長野市こども計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月
- 計画期間:令和7年4月～令和12年3月の5年間
- URL:<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/10/112888.html>

計画のポイント

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、困難を抱えている子どもとその家庭を支援し、子どもの貧困対策を推進します

➤具体的取り組み

- ①学びを支える環境づくりの推進
- ②生活を支える環境づくりの推進
- ③生活困窮者の自立支援事業の推進
- ④子どもの居場所づくりの推進
- ⑤子ども食堂をはじめとした地域食堂への支援
- ⑥児童扶養手当制度等の広報・普及
- ⑦児童手当制度の広報・普及
- ⑧教育費負担の軽減
- ⑨社会的養護を必要とする子ども・若者の支援
- ⑩ひとり親家庭における就労支援の充実

第3期大東市子ども・子育て支援事業計画

計画の概要

- ▶策定年月:令和7年3月
- ▶計画期間:令和7年3月～令和11年3月の5年間
- ▶URL:<https://www.city.daito.lg.jp/soshiki/62/62039.html>

計画のポイント

- ▶本市で生まれた子どもたちが自らの権利を自覚しながら元気に育ち、成長していく環境づくりに積極的に取り組み、自分たちが暮らすまちに対する愛情を高められる社会を築くため、「子ども一人ひとりの権利が守られ、元気と笑顔があふれるまち大東」を基本理念とする。
- ▶基本目標
 - ①ライフステージを通した支援体制づくり
 - ②ライフステージ別の支援体制づくり
 - ③子育て当事者への体制づくり
- ▶重点目標「大東版・こどもまんなか社会の実現」
 - (1)子ども・若者の意見聴取と政策への反映
 - (2)「こどもまんなか社会」の実現に向けた理念の明文化
 - (3)支援を必要とする子どもや家庭を支える取り組みの実現
- ▶子どもの貧困対策に関する取り組み
児童や家庭を対象とした相談事業、学力向上の取り組み、日常生活における課題の解決に向けた相談、経済的支援の展開等、41事業を掲載

第五次箕面市子どもプラン

計画の概要

- ▶ 策定年月:令和7年(2025年)3月
- ▶ 計画期間:令和7年度(2025年度)~令和11年度(2029年度)
- ▶ URL:<https://www.city.minoh.lg.jp/childpolicy/plan/r6childplan.html>

計画のポイント

- ▶ 貧困の連鎖を根絶するための教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等の各種施策等を総合的・計画的に推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画を含んだ計画として「第五次箕面市子どもプラン」を策定
- ▶ 基本目標
 - 1. 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
 - 2. 子ども・若者が輝くまちづくり
 - 3. 大人と子どもの協働によるまちづくり
 - 4. 安心して子育てができるまちづくり
- ▶ 目標への取組
 - 1. 保育・教育サービスの充実
 - 2. 家庭・地域における子育て環境の充実
 - 3. 子どもの居場所・遊び場づくり
 - 4. 教育の充実と開かれた学校づくり
 - 5. 健全育成と自立支援
 - 6. 子どもの文化的・社会的活動の支援
 - 7. 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

第3期柏原市子ども・子育て支援事業計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月 ➤計画期間:令和7~11年度
- URL:<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2015041100013/>

計画のポイント

- 子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、成育医療等に関する計画、ひとり親家庭等自立促進計画、子どもの貧困対策推進計画を一体的に作成。
- 第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画における基本理念を「子どもも大人もいきいきと輝く都市（まち）かしわら」とし、基本目標「6 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援」・施策「(4)子どもの貧困対策の推進」において、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等のため、関係部局間の有機的な連携を図るとともに、総合的かつ効果的な施策の検討・取り組みを進める。

第3期はびきのこども夢プラン

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月
- 計画期間:令和7年度～令和11年度までの5年間
- URL:https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/kodomoe-gao/kodomoseisaku/kosodsate_keikaku_sonota/yume_plan/14938.html

計画のポイント

- 第3期はびきのこども夢プランの位置づけ
 - ◇こども計画 ◇子ども・子育て支援事業計画 ◇次世代育成支援行動計画
 - ◇子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画 ◇子ども・若者計画
 - ◇ひとり親家庭等自立促進計画 ◇成育医療等基本計画を一体的に策定
- 重要な視点と取り組み
 - 1 こども・若者が主体となり、活躍できる社会の実現
 - 施策1:こども・若者の意見表明・意見聴取の機会の確保と充実
 - 施策2:こども・若者の主体的な参画・活躍の機会の充実
 - 施策3:啓発・情報提供
 - 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実
 - 施策1:こども家庭センター機能の充実
 - 施策2:支援を必要とするこどもと保護者への支援の充実
 - 施策3:こども・若者の支援
 - 3 子育て当事者の多様なニーズへの対応
 - 施策1:継続的な待機児童ゼロの実現
 - 施策2:地域子ども・子育て支援事業の充実
 - 施策3:子どもの遊び場の整備

基本目標

分野別施策の柱となる基本目標について、ライフステージに共通する施策に関する基本目標（基本目標1～3）、ライフステージごとの支援に関する基本目標（基本目標4～6）と、子育て家庭や保護者の支援に関する基本目標（基本目標7）を設定します。



門真市第3期子ども・子育て支援事業計画

計画の概要

・策定年月:令和7年3月 ・計画期間:令和7~11年度

・URL:<https://www.city.kadoma.osaka.jp/material/files/group/30/dai3kikodomokosodateshienjigyokeikaku.pdf>

計画のポイント

▶ ① こどもの貧困の解消に向けた基本的な考え方

本市では、こどもたちが生まれ育った環境に左右されることなくさまざまな生き方を選択し、実現できるよう、学習や体験の機会の確保、子育ての負担軽減、生活の安定のための施策を充実するとともに、支援を必要とするこどもや子育て家庭を早期に発見し、早期に適切な支援へとつなげるため、地域社会全体で見守り支える体制を構築するなど、こどもが夢や希望を持ち、自らの未来を切り拓いていくために必要な取組を総合的かつ包括的に推進する。

▶ ② こどもの貧困の解消に向けた取組み

(1) こどもの健やかな育ちと学習・体験の機会の確保

年齢や発達に応じた質の高い幼児教育・保育の提供や学力を保障するためのきめ細かな指導体制の構築、文化・スポーツなど多様な体験活動の充実に向けた取組を進める。

(2) 子育ての負担を軽減する子育て支援の提供

伴走型相談支援をはじめとする妊娠・出産期から子育て期にわたるまでの相談支援体制の構築や子育てを支えるサービスの提供、保護者が仲間づくりや交流をする場の確保などの保護者の子育てにかかる負担の軽減や、社会的孤立を防ぐための取組など、こどもが心身ともに健全に成長できる環境を整える。

(3) 家庭の生活を安定させる支援の充実

保護者の健康状態や就労状況に関わらず生活を安定させることができる経済的支援を行うだけでなく、家庭の経済的基盤の確保のための就労支援や生活習慣や育成環境を改善するための支援、家計を改善するための支援など、こどもや保護者の社会的な自立に向けた包括的な支援を行う。

(4) こどもの未来を見守り支える体制や地域づくりの推進

児童虐待はもとより、あらゆるこどもの貧困を早期に発見し、早期に適切な支援へとつなげるため、行政や学校、地域の連携をさらに深め、地域社会全体でこどもや子育て家庭を見守り支援する体制の推進を図る。

第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～

計画の概要

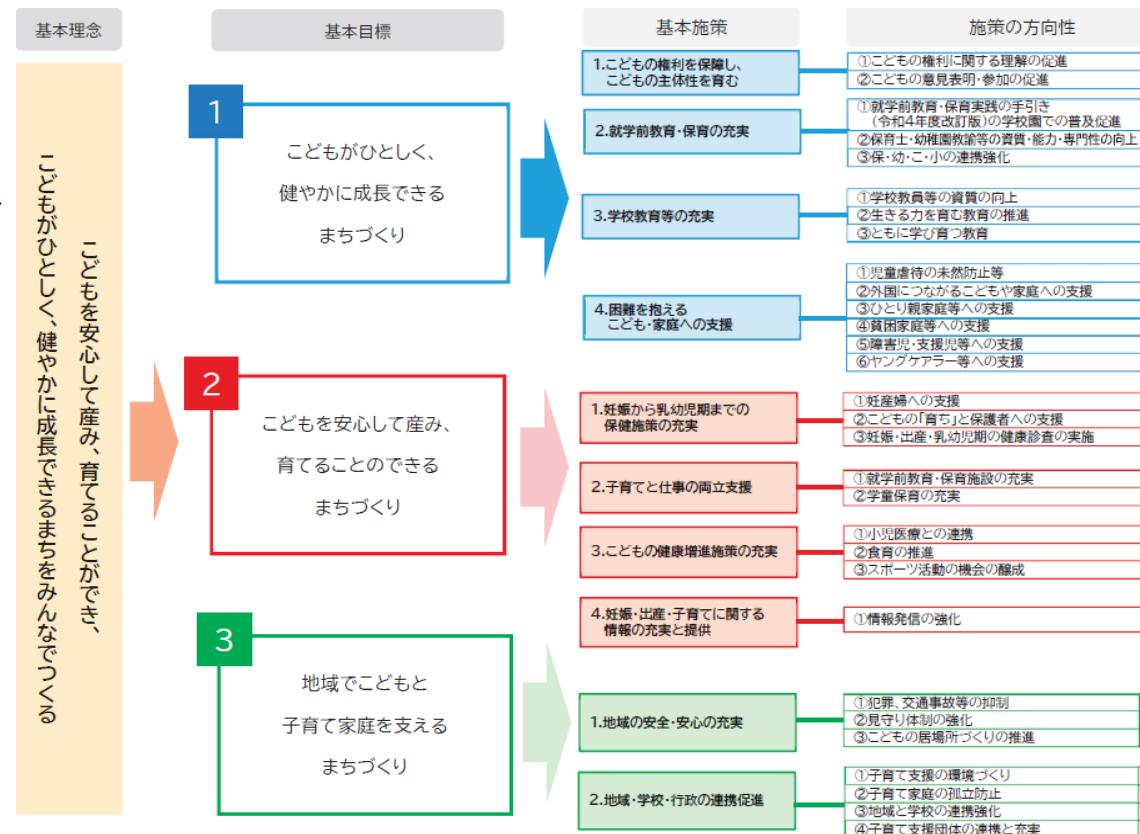
►策定年月:令和7年3月 ►計画期間:令和7年4月～令和12年3月の5年間

►URL:<https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/kodomokateibu/kodomoseisakuka/shienjigyou/26667.html>

計画のポイント

►摂津市こども・子育てにかかる総合的な計画です。こども基本法、こども家庭庁等、国の動きを踏まえるとともに、以下の法令に基づくこども・子育てに関する計画と一緒にものとして策定しています。

- ・**こども・子育て支援事業計画**
(子ども・子育て支援法に基づく)
- ・**次世代育成支援行動計画**
(次世代育成支援対策推進法に基づく)
- ・**子どもの貧困対策計画**
(子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく)
- ・**ひとり親家庭等自立促進計画**
(母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく)
- ・**母子保健計画**
(成育医療等基本方針に基づく計画策定指針に基づく)



第3期高石市子ども・子育て支援事業計画

計画の概要

- ▶策定年月:令和7年3月 ・計画期間:令和7~11年度
- ▶URL:https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/kyouiku/kodomokatei_ka/jidouhukushi/kodomokosodatekaigi.html

計画のポイント

- ▶次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画、ひとり親家庭等自立促進計画、子どもの貧困対策計画を一体的に策定し、大阪府の子ども計画とともに本市の関連する個別計画と整合・調和を図り、本市の最上位計画である「高石市総合計画」の部門別個別計画としての位置づけ
- ▶子ども・子育て支援に関するニーズ等調査結果に基づく市の現状と課題を分析・整理し、すべての子どもと子育て家庭への支援を推進
- ▶市民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、企業、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子育て家庭に対する支援に取り組むための指針
- ▶「こどもと、こどもに関わる全ての人が輝くまち高石」を基本理念に、「こどもが輝けるまち」、「こどもを生み育てることができるまち」、「こどもが健やかに成長できるまち」、「こどもが輝ける力を育むまち」、「支援が必要なこどもと子育て家庭に寄り添うまち」の5つを基本目標とし、それぞれに具体的な基本施策を展開し、取組を推進
- ▶新たな施策として、こどもや若者の意見を聞く意義や重要性について周知啓発を行う「こどもの意見表明の推進」や、ヤングケアラーの実態を把握し個別具体的な支援につなぐ「ヤングケアラー支援」、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう必要な支援につなぐ「伴走型相談支援体制の充実」を設定

藤井寺市子どもの未来応援プラン — 子どもの貧困の解消に向けた対策推進計画 —

計画の概要

► 策定年月:令和5年3月 ► 計画期間:令和5年4月～

► URL:https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/kodomo_mirai/kosodateshien/kosodatesesakukeikaku/kodomonohinnkonn/16561.html



計画のポイント



総合的に推進し、基本理念の達成を目指します

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン

計画の概要

- 策定年月:令和5年3月 ➤計画期間:令和5年度～令和9年度
- URL:<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035444.html>

計画のポイント

► 子どもの生活に関する実態調査の結果を分析し、「すべての家庭が生き生きと安心して子育てができ、子どもたちが夢と希望をもって成長できるまち」を基本理念に、総合的な取り組みを推進

► 教育の支援～まなびの応援～

- ・経済的な事情等により子どもが就学や進学を諦めることなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるように、教育の支援に取り組む
- ・悩みごとや困りごとを抱える子どもたちや保護者が相談できる仕組みとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や相談窓口の周知を行う

► 生活の支援～くらしを応援～

- ・悩みごとや困りごとを抱える家庭が社会的に孤立することがないように、気軽に相談できる場を設置し、子どもや保護者が社会とつながるきっかけづくりを進める
- ・子どもたちが安心してのびのびと過ごせる居場所の設置を推進とともに、周知を行う
- ・ヤングケアラーの子どもやその家族を支援し、子ども自身の権利を守る
- ・高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を構築する

► 保護者に対する就労の支援～家族の応援～

- ・ひとり親家庭等が自立した生活を送れるよう、就業を軸とした自立支援を行う

► 経済的支援

- ・ひとり親家庭等を対象に、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないように経済的な支援を行う
- ・ひとり親家庭等の生活の安定と健やかな成長のために養育費の確保に向けた取り組みを推進する

泉南市こども計画

計画の概要

- 計画名:泉南市こども計画 ➤策定年月:令和7年3月 ➤計画期間:令和7~11年度
➤
<https://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/kenkoukodomo/kodomoseisaku/seisaku/kosodajigyo/kodomeikaku/11253.html>

計画のポイント

- 本計画に定める施策は、「泉南市子どもの権利に関する条例」の考え方を基本とし、実施・推進を行うもの。
➤本計画は、「こども基本法」第10条第5項に基づく「市町村こども計画」と位置づけます。また、同項に定める通り、「市町村子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策計画」としての性格を併せ持つもの。

■ 基本的な視点

計画を推進するに当たり、本計画では子どもの権利条約の4つの原則を基本的な視点として、施策を検討します。

視点 1

こどもがいかなる差別も受けないこと

すべてのこどもはいかなる理由であっても差別されることなく、「泉南市子どもの権利に関する条例」に定めるすべての権利を保障します。

視点 2

こどもの最善の利益を考えること

こども支援を考えるに当たっては、「こどもの最善の利益」であることを常に念頭に置き、おとなや社会の都合の支援になっていないかを考えます。

視点 3

こどもの命を守り成長を支えること

すべてのこどもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、福祉・教育・保健・医療・経済支援等、社会的支援を整備します。

視点 4

こどもの意見を尊重すること

こどもは自分に関係のある事柄すべてについて、おとなと同様に意見を表明することができ、またその意見表明が「意味のある参加」となるように、環境や仕組みを整備します。

<基本目標>

I 子どもの権利擁護・救済の仕組みづくり

<基本施策>

(1)子どもの権利の推進
(2)相談・救済の仕組みづくり

II すこやかに生み、育てる環境づくり

(1)妊娠期からの切れ目ない支援
(2)小児医療体制の充実

III 子育て家庭を支援する体制づくり

(1)子育てに関する情報発信・提供
(2)地域における子育て支援事業の充実
(3)子育てと仕事の両立支援
(4)育児不安の軽減と児童虐待防止への支援
(5)子どもが平等に育つための支援
(6)障害児への支援

IV 豊かなこども・若者時代をすごすための社会づくり

(1)就学前のこどもの学び・育ちへの支援
(2)小・中学生のこどもの学び・育ちへの支援
(3)若者の学び・育ちへの支援
(4)こどもの居場所づくり
(5)多様な体験機会の創出

V 安全・安心のまちづくり

(1)市民の参加と協働
(2)地域の環境整備

第3期四條畷市こども・子育て支援事業計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月
- 計画期間:令和7年4月～令和11年3月の5年間
- URL:<https://www.city.shijonawate.lg.jp/site/kosodate/1423.html>

計画のポイント

- 「子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくり」を前期計画と同様に基本理念に掲げ、施策の展開として、子どもの権利擁護推進のなかに子どもの貧困対策の充実を明記し、現在の子どもの貧困を取り巻く状況を踏まえ、子どもの貧困の解消に向けて、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援など各分野の総合的な取組みをさらに進めるとしている。

子どもの貧困対策に関する取組み内容

- ① 経済的支援及び就労支援
- ② 学びを支える環境づくり
- ③ 子どもたちへの支援
- ④ 保護者への支援
- ⑤ 安心して子育てできる環境整備
- ⑥ 健康づくり支援

交野市こども計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月
- 計画期間:令和7年～11年度
- URL:<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2025032800044/>

計画のポイント

【基本理念】

こどもいっぱい 元気な“かたの”～子育ち 子育て 地域の和(なごみ)～

誰もが安心してこどもを産み育て、すべてのこどもや若者が生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できる社会づくりをめざします。

《こどもの貧困に関する支援の充実 主な取組み》

基本目標1 こどもを産み育てることができる まちづくり
(1)妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

基本目標2 こどもが成長できる まちづくり
(2)乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実
(3)思春期保健対策の充実
(5)こどもの居場所づくりの推進

基本目標3 若者が自立できる まちづくり
(1)困難を抱えた若者への自立支援の推進
(2)青年期の相談支援体制の充実

基本目標4 こどものすべての成長過程にわたる支援
(1)こどもの権利の保障
(3)人権教育及び児童虐待問題対応の充実
(7)安心・安全に子育てできる生活環境の推進

基本目標5 子育て当事者に対する支援
(1)ひとり親家庭の自立支援の推進
(2)子育て家庭への経済的な支援の充実
(3)外国につながることもと保護者への支援・配慮の充実
(6)子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画 さやまっ子のびのびプラン

計画の概要

- ▶策定年月:令和7年3月
- ▶計画期間:令和7年度～令和11年度
- ▶URL:<https://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/kodomoseisakubu/kodomokateishien/seisaku/1/1/8393.html>

計画のポイント

- ▶就学前教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のさらなる充実、子どもの貧困対策や教育環境の整備など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を推進
- ▶子どもに関する相談・支援体制の充実
子育てに不安や悩みを抱えた保護者が孤立することのないよう相談や支援体制の充実を図る。
- ▶地域との協働による子育て支援の推進
地域一体となって子どもや子育て家庭を見守り支え合う環境づくりに努める。
- ▶子どもの貧困の解消に向けた対策の充実
日々の教育活動を通じて、子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力を養う事業の推進に努める。

第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画

計画の概要

- ▶ 策定年月:令和7年3月 ▶ 計画期間:令和7~令和11年度
- ▶ URL:http://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/kodomomirai/kodomo_seisaku/plan/1432517612941.html

計画のポイント

▣ 特徴

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として位置付け、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく市町村計画及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「自立促進計画」も包含し、子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指している。

▣ 基本理念

子どもの笑顔と笑い声があふれるまち、はんなん

▣ 事業区分ごとの取組数

子ども・子育て支援…68

子どもの貧困対策…51

ひとり親家庭等自立促進…27

第3期豊能町子ども・子育て支援事業計画 ~とよの すくすくプラン~

計画の概要

- ▶策定年月:令和7年3月
- ▶計画期間:令和7年度～令和11年度の5年間
- ▶URL:[https://www.town.toyono.osaka.jp/kosodate-kyouiku/hoikujo-youchien-kodomoen/
kodomo-kosodateshingikai/page007456.html](https://www.town.toyono.osaka.jp/kosodate-kyouiku/hoikujo-youchien-kodomoen/kodomo-kosodateshingikai/page007456.html)

計画のポイント

- ▶本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画(第3期)」であり、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するもの。
- ▶地域における子どもの遊び場・居場所の確保・拡充
地域の多様な主体による活動と連携・協働し、子どもだけでなく、幅広い世代が集まる場づくりを進める。また、既存施設の有効活用などを図り、安全・安心な子どもの遊び場・居場所の確保に取り組む。
- ▶子育て家庭に対する経済的支援等の充実
子どもがすこやかに成長し自立できるよう、大阪府と連携を図りつつ、子どもの生活状況に応じて切れ目なく子育て支援や学習支援などの取り組みを推進する。また、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるよう、大阪府と連携を図りつつ、生活困窮者自立支援制度やひとり親家庭への支援などの取り組みを推進する。さらに、中学校給食費の完全無償化の実施、小学校給食費の補助内容の充実及び町内に在住する高等学校に通学する生徒の通学費の一部補助など、保護者に掛かる経済的負担の軽減を図る。

第3次能勢町子ども・子育て支援事業計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月
- 計画期間:令和7~11年度
- URL:<http://www.town.nose.osaka.jp/soshiki/hukusika/fukushi/nose/kodomokosodate/483.html>

計画のポイント

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」についても包含しており、併せて、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく「大阪府子ども計画」を勘案し、一体的に推進することを目指すものです。

(基本理念)

能勢町で生まれ育ち、能勢町で子育てしたいと思えるまちづくり

(基本目標)

- (1) 子どもと子育てを支援するまちづくり
- (2) 子どもたちの豊かな遊び・学びを支えるまちづくり
- (3) 子どもや子育て家庭が安心して暮らすことのできるまちづくり

➤ 子どもの貧困対策

令和5年に実施した子どもの生活に関する実態調査を踏まえ、国・大阪府の方針のもと、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関係機関・職種が連携し、必要な家庭への支援を行い、教育の機会均等と充実に努めます。また、町内の子ども食堂にフードバンクや補助制度に関する情報提供等を実施し、子ども食堂の運営の安定化を図ります。

忠岡町子ども・子育て応援プラン(第3期子ども・子育て支援事業計画)

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月 ➤計画期間:令和7年4月～令和12年3月の5年間
- URL:<https://www.town.tadaoka.osaka.jp/soshiki/kodomo/2/4927.html>

計画のポイント

- 本計画は「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」としての位置付けも含む計画として策定
- 計画の基本理念
「親も子も地域も、みんなで子育て 笑顔が輝くまち忠岡」
- 基本目標
 1. 子どもの人権の尊重と未来を担う人づくり
 2. 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり
 3. 子どもを安心して育てることができる環境づくり
- 困難を抱える子どもへの支援
社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な教育・保育事業や地域子育て支援事業の取組や質を確保するとともに、養護家庭に対する自立支援等を重視します

熊取町こども計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月 ➤計画期間:令和7年度から令和11年度の5年間
- URL:https://www.town.kumatori.lg.jp/soshiki/kosodate_shien/gyomu/seisaku_keikaku/kosodateshienka/13872.html

計画のポイント

- ・こども・子育て支援に向けた取組を更に効果的かつ総合的に推進するため、「第3期子ども・子育て支援計画」を核に、子どもの貧困や若者支援に関わる計画も包含する「熊取町こども計画」を策定した。
- ・これまで培ってきた協働体制をより強固なものとするため、子ども・子育て会議をはじめ、子育てや若者支援に関わる会議等において、関係部局・関係機関の連携強化を推進する。
- ・計画理念 多様な「こども・若者の育ち」や「暮らし」を認め合い、支え合う、対話的まちづくり
- ・基本理念を実現するための4つの視点
 - ①こども・若者一人ひとりを権利の主体として尊重し、こども・若者の最善の利益を第一に考える
 - ②こども・若者が家庭の状況に左右されることなく、自分らしく生きることができるよう支援する
 - ③家庭、地域、行政、関係機関等が“協働”し、地域全体でこども・若者の育ち、親の育ちを支える
 - ④妊娠期から若者期にわたる多様な取組をライフステージに応じて切れ目なく推進する
- ・基本理念を実現する施策の展開
 - (こども・若者) 1 健やかな成長を支える教育環境の整備 2 配慮が必要なこども・若者への支援
3 こども・若者の社会参画・自立のための支援
 - (子育て家庭) 4 安心して生み育て、こどもが健やかに育つための支援 5 多様な保育サービスの充実
6 支援を必要とする家庭への援助
 - (地域社会) 7 地域における子育て支援 8 安全・安心なまちづくり

田尻町こども計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月 ➤計画期間:令和7年4月～令和12年3月
- URL:<http://www.town.tajiri.osaka.jp/kakuka/minsei/kodomo/info/news/1428909758236.html>

計画のポイント

- 令和2(2020)年に「第2期田尻町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体で子育てができる環境づくりに向け、次世代を担う子どもへの支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを生み、子育てをしたくなるようなまちづくりを推進してまいりました。これまでの取組を着実に進めるとともに、子どもが夢や希望をもって未来を創る力を育んでいけるよう、また、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援を推進していくため、令和7(2025)年度から5年間を計画期間とする新たな計画「田尻町こども計画」を策定

(基本目標)

- (1)すべての子どもが心身ともに健やかに育つまち
- (2)安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができるまち
- (3)地域をあげて子ども・若者と子育て家庭を支えるまち

(基本理念)

共にささえつながり 成長する 笑顔あふれ こども・若者が未来を創る力を育むまち
すべての子どもがふれあいと心豊かなこども時代を過ごし、その先、地域とともに
いきいきと健やかに育ち、学び、成長し、未来を創造できるようなまち

○スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、コミュニティソーシャルワーカー、教育委員会部局、福祉部局等の連携を促進し課題を有する子どもたちを早期発見し、支援につなげる体制を強化していきます。

河南町子ども・子育て支援事業計画

計画の概要

- 策定年月:令和7年3月 ➤計画期間:令和7年度～令和11年度
- URL: https://www.town.kanan.osaka.jp/soshiki/kyoikuinkajimukyoku/kodomo_ibanka/gyomuannai/4/1/7690.html

計画のポイント

基本目標	施策の方向	基本施策
1. すべての子どもが健やかに育つための環境づくり	(1)子どもの人権を守る環境整備 (2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備 (3)親(保護者)と子の健康の確保と増進	①人権尊重意識の醸成 ②関係機関連携による児童虐待防止対策の充実 ③相談体制の充実 ①次代の親の育成 ②幼児、児童教育の充実及び環境整備 ③幼児教育・保育等の質の確保及び向上 ④家庭や地域の教育力の向上 ①妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援 ②母子の健康維持、増進 ③食育の推進 ④思春期保健対策の充実 ⑤小児保健医療対策の充実
2. 安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることのできる環境づくり	(1)ともに協力しあう子育ての啓発 (2)支援を必要とする子どもやその親(保護者)を支える環境整備 (3)子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	①多様な働き方や働き方の見直し ②仕事と子育ての両立の推進 ①ひとり親家庭などの自立支援の充実 ②障がいのある子どもの支援体制の充実 ③外国にルーツがある子どもへの支援 ①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援 ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ④経済的支援
3. みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり	(1)地域の子育て環境の整備 (2)子どもがのびのび育つ安全・安心な環境の整備	①地域における子育て支援サービスの充実 ②子育てに関する情報提供の充実 ③多様な保育サービスの充実 ④子どもの居場所づくりの推進 ⑤子育て支援のネットワークづくり ①子どもの安全の確保 ②子育てに配慮した地域環境の整備 ③経済的支援